

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

		作成年度	令和5年度	次回見直し予定	令和10年度
条例名	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例				
条例番号	平成25年神奈川県条例第15号	法規集	第6編第1章第5節		
所管室課	福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課				
条例の概要	老人福祉法第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めている。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	老人福祉法により、省令の規定する基準に基づき、これを標準とし、又は参酌して養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を条例で定めることとされており、必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき、養護老人ホームの開設の許認可を行っており、有効に機能している。			
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で定める設備及び運営の基準は、明確かつ限定的であり、効率的なものである。			
	基本方針適合性 （県政の基本方針に適合しているか。）	本条例で定める事項は、「かながわグランドデザイン」第3期実施計画の「IV 健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第9期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	老人福祉法により、省令の規定する基準に基づき、これを標準とし、又は参酌して養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を条例で定めるもので、当然、その内容は憲法、法令に抵触しない。			
	その他	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等が一部改正され令和6年4月1日に施行されることから、所要の改正を行う。			
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> 1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。 		<p style="text-align: center;">理由等</p> <p>条例の運用上の課題は見受けられないため。</p>		